



# SuMi TRUST 年金ニュース

(2020年9月2日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】 法令解釈通知に係るパブリックコメント手続きの 開始について

2020年8月24日より9月22日まで、「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関して、パブリックコメント制度に基づく意見募集が行われております。

確定給付企業年金（DB）に関しては、「確定給付企業年金制度について」（法令解釈通知）が対象となります。

本改正は2020年4月より施行された同一労働同一賃金ガイドラインに関連する見直しであり、DB制度設計への具体的な影響につきましては現在厚生労働省に確認中です。

### ■「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200196&Mode=0>

### ■パブリックコメントの概要

#### 1. 確定給付企業年金（DB）制度に関する改正 ⇒本ニュースの内容

加入者となることについて規約で一定の資格を定めるにあたり、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）の「基本的な考え方」を踏まえることを追加する。

#### 2. 確定拠出企業年金（DC）制度に関する改正

(1) 上記1. 「DB制度に関する改正」と同様の改正。

(2) 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みについては、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があることを追加する。

### ■改正通知の適用日等

発出日：2020年9月（予定）

適用日：2020年10月1日（予定）

## ■ご参考

今回の通知改正内容および改正による影響は厚生労働省に確認中ですが、6月17日付の第11回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会社会保障審議会の資料および議事録において、以下の改正が検討されている旨、およびその内容は現状適用されているものを入念的に規定するものである旨が示されております。

《6月17日付 社会保障審議会資料 [参考資料1](#)より抜粋》

改正案	現行
<p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(前文省略)</p> <p>1 加入者とすることについての「一定の資格」の内容</p> <p>確定給付企業年金は公的年金を補完し、企業の従業員の老後の所得を充実させる重要な役割を持つ制度であることから、制度の実施に当たっては、実施事業所の従業員（確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）の全員をその対象とすることが原則であるが、実施企業における就業形態等の実情に応じ、一部の従業員を加入者から除外する場合にあっては、次のとおりと<u>し、</u>  <u>「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）の「基本的な考え方」を踏まえる</u>こと。                      (以下省略)</p>	<p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(前文省略)</p> <p>1 加入者とすることについての「一定の資格」の内容</p> <p>確定給付企業年金は公的年金を補完し、企業の従業員の老後の所得を充実させる重要な役割を持つ制度であることから、制度の実施に当たっては、実施事業所の従業員（確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）の全員をその対象とすることが原則であるが、実施企業における就業形態等の実情に応じ、一部の従業員を加入者から除外する場合にあっては、次のとおりとすること。                      (以下省略)</p>

《6月17日付 社会保障審議会 [議事録](#)より抜粋》

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長の答弁
<p>(冒頭部分省略) 同一同一のガイドラインの基本的考え方の中には、森戸委員が御指摘のとおりなのですが、「退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消が求められる」、「このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる」となっていて、この同一同一のガイドラインには企業年金というのが明示されていない、まさに退職手当等の「等」の部分なのですが、御指摘のとおり、そこに含まれるということです。</p> <p>この点は、既に今はDB・DCについては、加入者について一定の資格を設けることが認められているわけですし、特定の者に対し不当に差別的であってはならないということも法律上書いてあります。この解釈についてこの法令解釈通知で示していますので、そこにも同一同一のガイドラインは適用されるわけですが、もう一度入念的に書かせていただいているという整理です。                      (以下省略)</p>

《関連資料》

短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>

⇒この指針の第2が「基本的な考え方」

2020年6月17日付 第11回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会社会保障審議会資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho\\_163664\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html)

厚生労働省 同一労働同一賃金の特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

以 上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下されますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3063